

新火葬場候補地選定にかかる Q & A

1. これまでの経過について

① 現在の火葬場はどんな運営状況ですか？

昭和 43 年建設したもので、火葬炉 4 基、動物炉 1 基、汚物炉 1 基を備えています。40 年程経過しており老朽化が進行しています。

平成 21 年度の利用は、人体 990 件、小動物 814 件でした。

② 平成 20 年度に適地選定委員会で、「現在地周辺」の答申が出たと聞いていますが、なぜそれに沿った建設が進められなかったのですか？

地元から、「過去 40 年間、団地の生活道路の中を霊柩車が往来する中で、排気ガスや交通安全上の不便に耐えて多治見市に協力してきた。また、建設当時は人口が 4 万人であったが、現在は 12 万人となり、市外からの利用も増加している現状から、他地区が適当」として反対の意向が示されました。特に、指摘された生活道路を経由しない方法について、鋭意検討しましたが最終的には困難と判断したものです。

③ 今後、どのように適地選定を進めていくのですか？

「主要幹線道路から生活道路を経由しないで進入できること」、「緩衝的な緑地帯を設けられること」、「長い接続道路を要する大規模造成を伴わないこと」の 3 つの視点を新たに設け、庁内 PT で検討作業を進めました。今後は、平成 22 年 6 月に設置した「新火葬場建設検討委員会」において、3 地区 4 地点の候補地（大藪、松坂、梅平）について、検討を進めていきます。

2. 適地選定について

① 新火葬場建設検討委員会に示された新しい候補地はどのように決めたのですか？

国県道等の幹線道路から直接進入でき、一定の面積があつて緩衝緑地が確保できること、接続道路が長大とならないなどの条件で、担当課での調査や、土地所有者等から直接提案された候補地の中から、庁内検討委員会で選定しました。

② 火葬場は住宅地からどの程度離すことになっていますか？

法律では特に基準はありません。他市の事例では、人里離れた山間部から市街地の中まで様々なところに設置されています。

③ 東海大地震などの発生が危惧されています。断層の影響等は調査してありますか？

市内には華立断層と笠原断層がありますが、どの断層がいつどの程度の規模の地震を起こすかということまでわかっていません。地質調査をしつつ、耐震基準に基づいた安全な施設を整備する予定です。

3. 火葬場ができて心配なこと

① 緩衝緑地の取り方や景観への配慮、デザイン等の施設整備にかかる地元の意向はどのように反映されますか？

位置決定後、地元区長さんに検討委員会に参加していただくことを予定しています。建物の配置計画や修景等についてご意見を伺いながら、可能な範囲で検討していきます。

② 煙突からの煙や臭い、騒音等が心配ですが？

現在の火葬場より火葬処理の技術が格段に向上しており、他市の例からみても、煙や臭気、騒音等の苦情が寄せられる例はほとんどありません。また、利用車両も一日最大 50～100 台程度と想定しており、交通渋滞等の影響もほとんどないと考えています。

③ ダイオキシン等の公害対策はどのようになされますか？

ダイオキシン対策については、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」（平成 12 年 3 月 31 日）に基づいて、適切に対応する予定です。具体的には、バグフィルター等の高効率な集塵器の設置をするとともに、火葬炉、集塵器の定期的な点検や、排ガスの定期的な測定（年 1 回以上 指針値 1ng 以下）を予定しています。

3. 新火葬場の施設規模について

① 炉数はどのように算定したのですか？

一般的に、人口推計と高齢化率等により、一定の計算式で算定します。多治見市の場合、長期的には人口は減少しますが、死亡割合の高い高齢者が増加するので、炉数は現行の 4 炉から 1 炉増やして 5 炉にするるとともに、さらに 1 炉分の将来の拡張スペースを設けることとしています。

② 民間セレモニーセンターは駐車場が狭く不便なので、火葬場に広い駐車場付のセレモニーセンターを併設したらどうですか？

市内には新設も含め 8 箇所の葬祭施設がありますので、この部門は民間に委ね、市の火葬場には設けないこととしています。なお、他市において併設している場合がありますが、近年利用が減少している例もあるようです。

③ 火葬時間はどの程度かかりますか？

現在の炉では冷却を含めて 2 時間程度を要していますが、新火葬場では 1 時間半程度に短縮できると聞いています。

4. 建設のスケジュールについて

① 位置選定から建設完了までのスケジュールを教えてください。

平成 22 年度中に位置を決定し、23 年度で環境アセス、測量、地質調査等を実施します。次いで、24 年度で基本設計、詳細設計を行い、25 年度で造成工事を行います。その後 26～27 年度の 2 年間の建設期間を予定すると、合併特例債の期限ぎりぎりのスケジュールとなっています。